

農地災害関連区画整備事業（継続）

【 8（ 8 ）百万円】

対策のポイント

再度災害防止のため、災害復旧事業に併せて隣接する未被災農地等を含め一体的に区画整備を行います。

（災害を巡る現状）

- ・ 我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害を極めて受けやすい状況下であり、毎年多くの災害が発生しています。
- ・ 農業の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全並びに農村地域の安全性の向上を図るため、一連の農地の被害が甚大で、再度災害防止に対して災害復旧事業のみでは十分な効果が期待できない場合に、災害復旧事業に併せて、隣接する未被災農地等を含めた区画整備による被災原因除去により、安全度の向上が求められています。

政策目標

災害復旧と併せた、再度災害の防止

< 内容 >

再度災害を防止するため、災害復旧事業に併せて隣接する未被災農地等を含め一体的に区画整備の変更を実施します。

< 事業実施主体等 >

- 1．事業実施主体 都道府県、市町村、土地改良区等
- 2．補助率 50 / 100

激甚災害に指定された場合、農業用施設にあっては激甚法による補助率の高上げ制度があります。

- 3．事業実施期間 平成元年度～

[担当課：農村振興局整備部防災課（03 - 6744 - 2211（直））]